埼玉県高次脳機能障害支援事業実施要綱

第1 目的

外傷性脳損傷及び脳血管障害等により、記憶障害、注意障害、遂行機能障害等の後遺症を呈するいわゆる高次脳機能障害について、支援拠点機関との連携の下に、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行い支援体制の整備を図り、もって高次脳機能障害者の福祉の向上を図る。

第2 実施主体等

本事業の実施主体は、埼玉県とする。

ただし、事業の一部を適切な事業運営ができると認められるものに委託することができるものとする。

なお、総合リハビリテーションセンター(「以下「県リハセンター」という。)を高 次脳機能障害者の支援の拠点となる機関(以下「支援拠点機関」という。)とする。

第3 対象者

厚生労働省が定めた高次脳機能障害診断基準により高次脳機能障害を有すると認定された者とする。

第4 事業内容

- (1) 高次脳機能障害者相談事業
 - ア 支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機 関との連携、調整を行う。
 - イ 高次脳機能障害の存否の程度に対して、医学的診断や神経心理学的検査を含む適切な評価を行う。
- (2) 高次脳機能障害者支援体制整備事業
 - ア 県民向け普及啓発として、セミナーの開催、リーフレットの作成配布等を行う。
 - イ 高次脳機能障害者の関係施設、関係機関、市町村、障害者相談支援事業所等への 情報提供及び研修会を実施する。
 - ウ 地域において高次脳機能障害者に対する適切な支援が行われるよう支援体制の整備を行うための高次脳機能障害支援体制整備推進委員会を設置する。

また、推進委員会の開催について必要な事項は、別に定める。

(3) ピア・カウンセリング事業

高次脳機能障害者及びその家族が相談に応じ、情報提供を行うとともに、当事者自身で問題の解決を見いだせるよう助言するピア・カウンセリング事業を実施する。

- (4) 高次脳機能障害者支援機能の地域展開事業 地域リハビリテーションケアサポートセンター等に相談窓口を設置する。
- (5) 高次脳機能障害者就労アシスト事業

ア 企業在職中の障害者が職場に定着できるように支援する。

イ 就労系の事業所、企業への訪問・来所による障害者への就労に関する支援方法に ついて助言・援助を行う。

第5 秘密の保持

本事業に携わる者(過去に当事業に携わった者を含む。)は、事業により知り得た対象者等の秘密を漏らしてはいけない。

附則

- この要綱は平成19年2月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。